特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	枚方市教育委員会 学校保健安全法第24条の援助に関 する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市教育委員会は、学校保健安全法第24条の援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市教育委員会

公表日

令和1年6月20日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	学校保健安全法第24条の援助に関する事務						
	・学校保健安全法第24条の規定に基づき、要保護及び準要保護の児童生徒に対し、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病(学校病)の治療のための医療に要する費用の援助を行っている。 ・行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)」の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。						
②事務の概要	①学校病にり患した児童生徒の保護者が、学校に学校医療券の交付を申請 ②学校は、要保護者名簿及び就学援助認定者名簿により対象児童生徒であることを確認 ③保護者から必要事項を聞き取り、学校医療券を発行 ④学校は、発行内容を児童生徒医療券交付台帳に記載 ⑤学校病の治療時に、医療機関に学校医療券を提出(学校病治療に係る患者負担は無償) ⑥医療機関は、学校医療券に必要事項を記入し患者負担相当額を市に請求 ⑦市は医療機関から学校医療券を受理 ⑧市が医療機関からの請求に基づき患者負担相当額を支払						
③システムの名称	学事情報システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名 名						
医療券情報ファイル							
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一27項 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠):(26項、87項) (情報照会の根拠):(38項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):(19条、44条) (情報照会の根拠):(24条)						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	劫方市教育委員会 学校教育部 学 務課						

①部署	枚方市教育委員会 学校教育部 学務課					
②所属長の役職名	課長					

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	郵便番号573-8666
請求先	大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
	枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	郵便番号573-1159
連絡先	大阪府枚方市車塚1丁目1番1号
	枚方市教育委員会 学校教育部 学務課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成	31年1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に	こ力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に	力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		[0]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報	最提供ネットワーク	システムを						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に	こ力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[特に	二力を入れている]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査									
実施の有無	[] 自	己点検	[0]	内部監査 [] 外部監査					
9. 従業者に対する教育・啓	多発								
従業者に対する教育・啓発	[+:	分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

変更箇所

发史									
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明				
平成31年2月22日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	石田 英生	課長	事後					
平成31年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後					
平成31年2月22日	Ⅳリスク対策	なし	項目追加	事後					